

○ 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成二十三年総務省告示第二百七十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照条文

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気的特性 (表略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 航空機用救命無線機、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第45条の3の5に規定する無線設備、<u>搜索救助用レーダートランスポンダ</u>、<u>搜索救助用位置指示送信装置及び携帯用位置指示無線標識</u>については、当該装置に使用する電池の有効期間も確認し、記載すること。</p> <p>注3・4 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>注1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気的特性 (表略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 航空機用救命無線機、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第45条の3の5に規定する無線設備、<u>搜索救助用レーダートランスポンダ</u> <u>及び搜索救助用位置指示送信装置</u>については、当該装置に使用する電池の有効期間も確認し、記載すること。</p> <p>注3・4 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>注1・2 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。